確定申告のご案内

今年の市内の確定申告・出張相談会場は、昨年に引き続き保健福祉センターとなります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、e－Taxを利用した自宅などからの申告にご協力をお願いします。また、スマートフォンをお持ちの人は、原則としてスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。

粉河税務署の確定申告会場

所得税・消費税・贈与税の確定申告および申告相談ができます。

●**開設場所・期間**
紀の川市商工会館
（紀の川市粉河878－2）
2月16日㈬～3月15日㈫
（土・日曜、祝日を除く）

●**相談受付時間**
午前9時～午後4時
※会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

●**問い合わせ**
粉河税務署
☎0736－73－3301
（音声案内に従い、「2」を選んでください。）
※紀の川市商工会館へのお問い合わせはご遠慮ください。
※会場では納税できません。お近くの金融機関などをご利用ください。

市内の確定申告・出張相談会場

税理士や粉河税務署の職員による確定申告や還付などの申告相談を行なっています。贈与税および相続税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の申告相談は行なっていません。

●**開設場所・期間**
保健福祉センター
2月3日㈭～9日㈬
（土・日曜日を除く）

●**相談受付時間**
●午前9時30分～正午
●午後1時～4時

●**当日整理券配布時間**
午前7時30分～
※保健福祉センター正面玄関前で配布します。申告相談の応対可能な人数は300人程度となりますので、上限に達した時点で整理券の配布・相談受付を終了します。
※整理券配布後は、集合時間までお待ちください。

確定申告の際のお願い

保健福祉センターの申告相談では、混雑が予想されるため、当日に整理券を配布しています。混雑の状況によっては早めに整理券配布を終了することがあります（開設初日は特に混雑が予想されます）。

市役所税務課窓口では確定申告書および市・県民税申告書の作成はできません。

来場される際は、次の点に注意し、混雑緩和にご協力をお願いします。

①前年分の申告書の控えなどをお持ちください。
②申告書（および収支内訳書）には、事前に記入できるところは記入しておいてください。
特に、事業（営業・農業などの）所得がある人は、年間の収入や必要経費などを整理し、必ず収支内訳書に記入しておいてください。
③確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」については、所得税の確定申告の手引きを参考にして必ずご記入ください。
④医療費控除の申告は、事前に「医療費控除の明細書」の作成を済ませておいてください。
⑤申告書には納税者および同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記載が必要です。提出の際には、納税者のマイナンバーが確認できる書類の提示または添付が必要です。

郵送・時間外収受箱による提出

確定申告書は、郵便や信書便、または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

●**郵送での提出先**
〒649－6592
紀の川市粉河807
粉河税務署
※控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。

e－Tax（電子申告）による提出

マイナンバーカードとICカードリーダライタ、またはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを用意すれば、e－Taxを利用して提出できます。

パソコンなどで確定申告書の作成ができます

確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー（下の二次元コード）」では、必要事項を入力することにより、確定申告書を作成することができます。ぜひご利用ください。

市・県民税の申告

令和4年度（令和3年中所得）の市・県民税申告の受付については、例年と異なり保健福祉センターで実施する期間がありますのでご注意ください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での申告にご協力ください。

申告会場

●**開設場所・期間・開設時間**
●保健福祉センター
2月3日㈭～9日㈬
（土・日曜日を除く）
・午前9時30分～正午
・午後1時～4時
※当日整理券を午前7時30分から保健福祉センター正面玄関前で配布します。
●市民会館
2月10日㈭～3月15日㈫
（土・日曜、祝日を除く）
・午前9時～正午
・午後1時～4時

●**注意事項**
●混雑が予想されるため、申告相談者に当日整理券を配布します。申告相談の対応可能な人数を超える場合は整理券の配布を終了しますのでご了承ください。
●市役所税務課窓口では申告書の作成はできませんので、ご注意ください。

申告をしなければならない人

市・県民税の申告をしなければならない人は、令和4年1月1日現在、市内に住所があり、令和3年中に次のいずれかに該当する人です。

なお、所得税の確定申告をした人や勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人は、原則として、申告の必要はありません。

●**営業、農業などの事業を営んでいる人**
●**家賃、地代などの所得がある人**
●**内職などの所得がある人**
●**株式譲渡所得など確定申告と異なる課税方式を選択する人**
●**収入がなかった人**
●**給与所得者の場合**
①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
②給与所得以外に所得がある人
※20万円以下の所得の場合も申告が必要です。
③年末調整に含まれていない所得控除を受けようとする人
●**公的年金等受給者の場合**
①所得控除を受けようとする人
②公的年金等以外に所得がある人
※20万円以下の所得の場合も申告が必要です。

市・県民税申告書について

市・県民税申告書は、主に前年の実績に基づいて1月中に郵送しています。申告が必要な人で、申告書が届いていない場合は、市役所税務課市民税係までご連絡ください。

申告に必要なもの

●令和3年中の所得の算出に必要なもの（源泉徴収票、賃金支払明細書、収支内訳に関する書類）
●令和3年中に支払った保険料など、控除の算出に必要なもの
・社会保険料（国民年金保険料、国民健康保険税など）の支払額が分かるもの
※国民年金保険料は控除証明書が必要です。
・生命保険料の控除証明書
・地震保険料の控除証明書　他
●マイナンバーを確認できる書類
●本人確認書類

提出先・問い合わせ

橋本市 総務部 税務課 市民税係
〒648－8585（住所記入不要）
☎33－6212
※申告書は郵送でも受け付けます。控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。

公的年金等所得のある人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。

ただし、医療費控除などにより、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。

なお、所得税の確定申告が不要な人でも生命保険料や地震保険料、年金からの天引き以外に健康保険料や介護保険料を支払っている場合など、所得控除を受けるためには、市・県民税の申告が必要となります。

不明な点は、まず確認しましょう！

●**e-Tax作成コーナー・ヘルプデスク**
https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase2.htm
●**マイナンバーについて**
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120－95－0178
●**確定申告の内容などについて**
粉河税務署
☎0736－73－3301